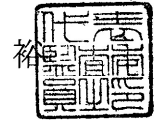


幸田町監査公示第7号

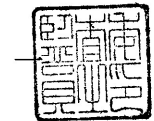
監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和5年12月21日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



記

- 1 監査の種別
定期監査
- 2 監査の実施年月日
令和5年12月18日
- 3 監査の対象施設名
豊坂保育園、菱池保育園、坂崎保育園
- 4 担当課
住民こども部こども課
- 5 監査の対象事項
令和5年10月31日までの予算執行状況、施設の管理運営状況及び各種帳簿の整備状況等について、財務に関する事務が適正かつ効率的、経済的に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適切に行われているかを主眼に監査した。
- 6 監査の実施内容等
幸田町監査基準に基づき、予算執行状況書及び関連調書について、あらかじめ担当課に提出を求め、適正かつ効率的、経済的に予算が執行されているかを事前確認した上で、対象施設に赴き、幸田町監査実施着眼点にある評価項目に照らし、対象施設及び担当課職員から説明を聴取して監査を実施した。
- 7 監査の結果
適正と認める。